札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四、二一〇円
上記以外の市町村	四、一二九円

2　［略］

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	五、四八四円
町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	五、三四九円
さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	五、三一六円
神戸市	五、二一五円
小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	五、一四八円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	五、〇一四円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四、九一三円
上記以外の市町村	四、八一二円

2　［略］

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四、一二四円
上記以外の市町村	四、〇四五円

2　［同上］

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	五、三五六円
町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	五、二二六円
さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	五、一九三円
神戸市	五、〇九六円
小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	五、〇三一円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、九〇一円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四、八〇三円
上記以外の市町村	四、七〇六円

2　［同上］